

## おむつ代の医療費控除用の書類を発行します

市役所が発行した確認書を添付すれば、所得の申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められます。  
**対象** 次のすべてに当てはまる方  
 おむつ代の医療費控除を受けるのが連続して2年目以降の方  
 平成19年中に作成した介護保険主治意見書( )の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性がある方( )  
 「介護保険被保険者証」に記載されている認定の有効期間が13か月以上の方は、平成18年中に作成された意見書

**持ち物** 介護保険被保険者証

**申込方法** 市役所1階いきいき長寿課  
 介護保険係または、支所1階市民サービス課市民福祉係にある申請書に必要事項を記入して、お申し込みください(内容を審査し、後日確認書を郵送します)。

初めておむつ代の医療費控除の申告をする場合... 医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。その証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付してください。

☎④ いきいき長寿課介護保険係  
 ☎ 44-3152  
 市民サービス課市民福祉係  
 ☎ 23-9213

## 償却資産(固定資産税)は早めに申告しましょう

1月1日現在、市内に事業用の資産(土地・家屋は除く)を所有または、貸与している方は、償却資産の申告を行ってください。

償却資産とは、事業を営むために持っている機械や工具、備品、構築物などです。

**提出書類** 償却資産申告書(緑)、種類別明細書(緑・赤)

**申告期限** 1月31日(木)

☎④ 税務課資産税係 ☎ 44-3110

## 税務職員を装った

### 不審な電話にご注意ください!

税務職員を装い「還付される税金があるので、折り返し国税局あて(フリーダイヤル0120-\*\*\* )に電話してください」という電話をかけ、折り返し電話すると、言葉巧みにキャッシュコーナー(ATM)まで誘導し、振り込みを行わせる手口の振り込め詐欺が発生しています。

税務署や国税局では、フリーダイヤルの電話を設置していません。還付金受け取りのためにATMの操作をさせることはありません。また、納税のために、金融機関の口座を指定して振り込みをさせることもありません。

確定申告が始まりますので、「振り込め詐欺」には、十分ご注意ください。不審な電話があった場合は、税務署までお問い合わせください。

☎ 磐田税務署 ☎ 32-6111 (自動音声案内です。「2」を押してください)



## 障害者控除用の書類を発行します

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、市役所が発行した認定書を添付すれば、所得の申告で市県民税・所得税の障害者控除を受けることができます。

**対象** 市内在住で、医師の意見書で「6か月以上寝たきり」または、「認知症」と確認できる65歳以上の方  
**申込方法** 市役所1階いきいき長寿課長寿福祉係または、支所1階市民サービス課市民福祉係にある申請書に必要事項を記入して、お申し込みください(内容を審査し、約1週間後に認定書を郵送します)。

☎④ いきいき長寿課長寿福祉係  
 ☎ 44-3121  
 ④ 市民サービス課市民福祉係  
 ☎ 23-9213



## 静岡県の最低賃金をお知らせします

使用者が労働者に支払う最低賃金額は法律で定められています(都道府県により金額は異なります)。パート・アルバイトを問わず、働く方すべてに適用されます。最低賃金額には、特定の産業の労働者に適用される「産業別最低賃金」もあります。

地域別最低賃金	最低賃金額
静岡県	697円/時間
産業別	最低賃金額
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース、工業用ゴム製品製造業	764円/時間
鉄鋼、非鉄金属製造業	790円/時間
一般・輸送用機械器具製造業	798円/時間
電気・情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	773円/時間
各種商品小売業	756円/時間
パルプ、紙、加工紙製造業	744円/時間 5,952円/日

☎ 静岡労働局労働基準部賃金室  
 ☎ 054-254-6315